

「税務システム等標準化検討会個人住民税ワーキングチーム（WT）」

第8回議事概要

日時：令和3年3月26日（木）10：00～12：00

場所：WEB開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

八木 由委子	浜松市財務部	市民税課	主幹
吉岡 勝	神戸市行財政局	税務部	市民税課 個人市民税指導担当 係長
竹内 康真	三鷹市市民部	市民税課	担当課長（市民税係長兼務）
小林 佑輔	三条市総務部	税務課	係長
岩嶋 雄一	飯田市総務部	税務課	市民税係 主査
吉野 元久	富士市総務部	情報政策課	主幹
渡辺 美子	豊橋市財務部	市民税課	主査
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長
藤本 紘	地方税共同機構	システム部運営管理グループ	主査
吉本 明平	一般財団法人 全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部	担当部長

欠席：大塚 樹里子 前橋市財務部 市民税課 主任

濱口 香織 南国市税務課 課長補佐

三木 浩平 内閣官房情報通信技術総合戦略室 政府CIO補佐官

（総務省）

稲木 宏光	総務省自治税務局	市町村税課	住民税企画専門官
小野寺 徹	総務省自治税務局	市町村税課	課長補佐
阿久津 悠太	総務省自治税務局	市町村税課	住民税第三係長
久保 拓也	総務省自治税務局	市町村税課	諸税係・調査係 係長

【議事次第】

1. 全国意見照会を踏まえた仕様書案の検討
2. その他

【意見交換（概要）】

■No. 206 被扶養者と専従者の二重登録について

- 親が子供を専従者としていたが、その子供が結婚し、夫などの被扶養者になる例を想定している。実際に想定される状況であるため、実装すべきと考える。
- 承知した。実装すべき機能として要件に追加する。

■No. 590 源泉徴収番号について

- 本市では、源泉徴収番号は活用していない。
- 源泉徴収番号の詳細が不明なため、管理項目に源泉徴収番号を追加しない。

■No. 3887 併徴時における医療費控除の割り振りについて

- 税務システム標準化の目的であるカスタマイズ抑制に併徴時における医療費控除の割り振りは大きく影響するため、計算方法の統一見解を事務局で作成して欲しい。
- 構成員から提示されている意見を踏まえて、事務局見解を作成する。ご意見の内容を確認の上、基本となる計算方法とカスタマイズ内容（編集可能とする項目）を整理する。

■No. 4182 介護保険の特徴対象者について

- 介護保険の特徴対象者の情報を 01 通知の作成に利用できれば良く、管理する必要はない。管理するのであれば、停止の理由を対象としたい。
- 修正後の意見にある、後期高齢情報、国保情報の管理は不要。
- 神戸市回答を基に要件及び機能の名称を修正する

■No. 31 被扶養者の推定特定について

- 1 人の納税義務者に対して複数の特別徴収義務者の設定を可能とする仕様とした。複数事業者を特別徴収義務者とした場合、埼玉県市町村会ご意見の①、単一の特別徴収義務者のみ設定可能とする場合は、ご意見の②とすべき。
- 特別徴収義務者を複数設定出来るかどうかを APPLIC からの意見を基に整理中である。現時点で、本要件は、複数事業者を特別徴収義務者とした場合までは想定出来ていない。特別徴収義務者を複数設定可能とする場合は、ご意見を踏まえて要件を修正する

■No. 2759 更正処理について

- 事務局見解に「なお～対象外とする」に記載の「対象外」は通知書に印字をしないという意味か。本市では、誤入力の場合も異動事由を印字している。事務局見解として、表示しないとした理由をご教示いただきたい。
- 本要件は異動理由なく、複数回の誤入力が一定期間に発生した場合の処理を想定している。
- 事務標準仕様での、異動事由、通知事由、複数回異動処理があった場合の通知事由、特別徴収義務者への通知事由など、場合分けが発生し、管理が煩雑になることを懸念している。
- 原則は異動事由から対応する通知事由が自動判定で印字する仕様に整理している、ただし、通知事由については、全国的に統一することが望ましい項目であるため、事務局にて、統一方針を整理する。

■No. 6271 特徴徴収の 0 円の納税義務者向けの通知書について

- 税額決定通知書を非課税の証明書に代替しているケースがある。住民の利便性を考慮すると発行すべき。
- 承知した。特別徴収 0 円の納税義務者向けの通知書も発行可能とするよう整理する。

■No. 3974 課税証明の年限について

- 相続税・所得税の二重課税に対する対応として、10年かの保存が必要となる場合が想定される
 - 平成23年度の要綱により1年に限定して10年間のデータを保有する定めがあった認識であるが、それ以降は規定がないため、保有していない。
 - 情報が確認できるのであればシステム上にデータを保持していなくてもよい。
- 神戸市のご意見を踏まえて、8年間を保存する仕様とする。各団体固有の事情がある場合は、媒体で保存する等の代替運用を前提に整理する。

■No. 1334 納税通知書の発送日について

- 本市では、番号連携を行う際に、システム出力日で連携している。発送日を賦課決定日とすると、情報連携が現行より2週間は後ろ倒しになる場合が発生し、国保・後期高齢等の業務に影響がある。
- 住民税の2期目の通知後に異動があった場合、他課はデータ連携により取得した情報で通知するが、住民税は3期の通知を待たなければならず、税額等に齟齬が生じる懸念がある。事務局：要件上では賦課決定日は言及せず、システム出力日、発送日を管理し、連携データにどの時点の情報を利用できるかを選択可能となるよう整理する。

以上